

発行/三原市人権推進課
編集/三原市大和人権文化センター
所在地/三原市大和町下徳良107番地1
電話/0847-33-1308
FAX/0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

人権週間記念講演会のお知らせ

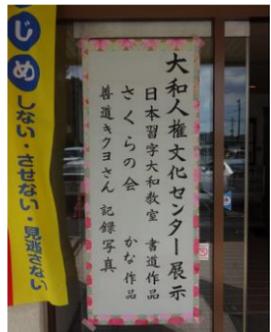


にちじ 12月16日(金)13:30~15:00
ところ 三原市大和人権文化センター 2階集会室
内容 「まちづくりと人権課題」
講師 部落解放同盟広島県連合会副委員長 中村 修司さん
定員 30人 申し込み不要 入場無料



※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期・中止となる場合があります。

「だいわ元気まつり」で展示しました! (10月16日開催)



大和人権文化センターの
教室のみなさんの
すばらしい作品を
展示しました。



善道キクヨさん記録写真



日本習字大和教室書道作品



さくらの会 かな作品

三原市人権文化センター文化祭のお知らせ

【にちじ】11月20日(日)10時~14時

【ところ】三原市人権文化センター(長谷一丁目6番1号)

【内容】ステージ:太極拳教室・カラオケ教室・合唱・三線・吹奏楽

展 示:絵手紙・書道・生け花・パソコン各教室の作品,人権ポスター,平和パネル展
長谷保育所園児の作品,沼田小学校・沼北小学校児童の絵画・書道



バザア:日用品,リサイクル品,陶芸作品,野菜,生花,コンブ・ひじき

から揚げ,焼きそば,うどん,みそ田楽,焼き芋,フランクフルト など



登録型本人通知制度へ登録を!

「登録型本人通知制度※」とは,

住民票等の不正請求や,不正取得の抑止及び個人の権利の侵害の防止を図ることを目的に,三原市に住民票や本籍のある人が事前に登録することにより,住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合,その交付した事実を事前登録者に郵送でお知らせする制度です。

登録受付窓口は,市民課及び本郷支所,久井支所,大和支所の各地域振興課です。

くわしくは,市民課戸籍係 0848-67-6175へ

※ 代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本等の交付請求があった場合に,交付を拒否したり,交付の可否を事前登録者へ確認する制度ではありません。



三原市HP

大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

にちじ 11月18日(金)9:00~12:00

ところ 大和人権文化センター 会議室

相談内容 くらしの相談,行政相談

相談員2名で対応します。次回は,12月16日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は,人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので,気軽にご相談してください。

- と き 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
- と ころ 三原市大和人権文化センター
- 電 話 0847-33-1308

人権のひろば



学ぼう！SDGs (持続可能な開発目標) (3)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。



【目標2. 飢餓をゼロに】

2030年までに飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する目標です。

この目標が必要な理由は、世界には食べたくても食べるものが十分になく、飢えに苦しむ人たちが8億人もいるからです。つまり、※9人に1人が飢餓に苦しんでいるということになります。

飢餓の原因の一つは自然災害によるものです。食糧不足に苦しむ人たちの8割以上は、自然災害が発生しやすい場所で生活しています。

飢餓で苦しむ人々には、国際社会が協力して食料や栄養を届ける援助をしていますが、先進国が持つ知恵やノウハウを途上国に伝え、持続可能な方法で食べ物が安定的に収穫できる農業のしくみを協力して創り出すことが必要です。

安定的で持続可能な農業が途上国の人々に根付くことは、そこで働く人たちの収入にもつながります。

それは、貧困から抜け出し、子どもの教育や女性の地位向上にもつながっていくなど、飢餓がもたらすSDGsのほかの問題の解決にもつながっていきます。

※ 2018年版「世界の食料安全保障と栄養の現状」報告書より

★きょうは何の日？ 11月 人権カレンダー

11月25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー

毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際デー)までの2週間は、『女性に対する暴力をなくす運動』期間です。

今年度は、「性暴力を、なくそう」をテーマとしています。暴力は、親しい間柄であっても、どんな場合であっても決して許されるものではありません。特に、配偶者やパートナー等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャルハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

国や自治体、その他関係機関では期間中、連携・協力して「女性に対する暴力」の根絶に向け、女性の人権尊重のための意識啓発の充実を図ることを目的に、さまざまな取り組みを行っています。